

令和3年度ごみ減量に係る普及啓発動画作成業務

プロポーザル審査要領

令和3年5月

岩手県環境生活部資源循環推進課

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「令和3年度ごみ減量に係る普及啓発動画作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、令和3年度ごみ減量に係る普及啓発動画作成業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査会（ヒアリング）の開催期日及び場所

- (1) 審査会の開催期日 令和3年6月中旬予定
 - (2) 開催場所 未定
- ※ プレゼンテーションの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
- ※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり30分間（説明20分/質疑応答10分）とする。

3 審査方法

- (1) 審査基準
 - ① 審査会の審査に当たっては、申請者から提出のあった応募書類及び申請者からのプレゼンテーションに基づいて行う。
 - ② 審査会は、「提案内容の妥当性」及び「管理運営を適切かつ確実に実施する能力の有無」（見積書、活動実績、事業実施能力、財政状況及び法令遵守）を中心に審査をする。
- (2) 契約候補者の選定
 - ① 審査は、別紙に掲げる配点のとおりとし、審査委員1名当たり100点満点をもって採点のうえ、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを審査会で合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。
 - ② 原則として上記における審査委員の合計点数のうち、最も得点数の大きい事業者を契約候補者に選定するものとし、最も得点数の大きい事業者が複数生じた場合には、審査会での協議により総合順位を決定するものとする。
 - ③ 応募事業者が1事業者のみであった場合にも、審査会において企画提案等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、契約候補者として適当であるか否かを協議により決するものとする。
 - ④ 審査会は、審査結果について、審査結果及び委員意見を添えて、県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の内容及び配点は別紙のとおり。

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送及びFAXにより書面で通知する。

【別紙】

審査項目及び配点

審査項目		審査内容	配点
1 提案内容の妥当性		・ 岩手県の現状を正しく捉え、課題を抽出しているか。	10
		・ 視聴対象者にわかりやすい内容となっているか。	10
		・ ごみ減量に係る取組の実践を促す内容となっているか。	10
		・ 提案内容により、課題解決に向けた効果が期待されるか。	10
		・ 創意工夫があるか。	10
2 管理運営を適正かつ確実に実施する能力の有無	見積書	・ 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性が取れているか。	10
	活動実績	・ 委託事業に通じる事業実施経験があり、良好な実績を有しているか。または良好な運営が期待できるか。	10
	事業実施能力	・ 継続的・安定的な事業を実施しているか。 ・ 団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる職員構成や配置であるか。 ・ 事業計画の経費や人員、スケジュール等は妥当か。	10
	財政状況	・ 適切経理をしているか。 ・ 団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる経済的基礎を有しているか。	10
	法令遵守	・ 法令等に違反していないか。 ・ 法令を遵守し、適正に委託業務を実施できる体制が構築されているか。 ・ 個人及び企業情報の保護対策、その他コンプライアンス遵守対策が講じられているか。	10
合計			100